

(三七八)

[593]

考えはいいのですか、このままだと、できるだけ考えたとおつしやるけれど、どうもやはり郵送料が非常に高いというところになるように思うのです。通信省の方でこれを立案された場合に一應考えられた結果、その書留小包であつても高くはないというところをおつしやつてゐるのですが、何か他にこういう方法をお取りになれば、割合に安く確実に行くのだという方法は無いのですか。

○政府委員(横田信夫君) お話のごとく、書留小包を利用いたしますと、仰せのごとく四十円になりますので、相当高い料金かとも思います。小包郵便料につきましては、この制度を今度の改正いたします前に、或る程度の差域制を採つたらどうかということも研究いたして見たわけでありまして、近距離、遠距離、遠距離について考えますと、この料金は非常にむしろ安いという議論もありますので、そういう議論もあつたのでありますが、結局郵便小包等の特性を生かして行くというので、全国均一の料金制を採つたわけであります。お話を書籍が書留でないとならないという点につきましては、最近の監査制度を相当強化いたして参りましたので、この書籍が書留でないとならないという事態は、恐らく今後は非常に少なくなるのじゃないかと、この思つております。

○通信省 料金値上に関連いたしまして、通信省のサービスの問題であります。通信復興五ヶ年計画の内容を拜見いたしますと、電気通信の方の復旧が急速にやられるというお考えですが、郵便物ですね、或いは通常郵便物なり、小包郵便物について見ます

と、昭和九年度と、昭和二十二年年度の比較を見ますと、郵便物で四十五億が、約二十五億に昭和二十二年年度になつております。小包では六千一百万が三十三万、電氣通信なんかの機関の破壊されたことは分りますが、郵便物や小包などが、このように激減しておるということは、依頼する人が不信任の意味を以て託さないのか、郵便物を引受けられないのか、つまり利用者がそれを利用しなかつたのか、引受けられなかつたのか、その点を一つお伺いしたいと思つてゐます。

○國務大臣(重光葵二君) それはいろいろな立場から考えられると思つて、大体年賀郵便が廃止されたということが大きな一つであらうと思つて、それと今一つは、通信は御案内のごとく経済活動と密接不可分の関係がございまして、最近におきます自由経済と違ひまして、次第に統制されまして、配給制度で就業移動も著しく縮小されております。そういうような点と、今一つ私の考えでは紙の不足ですね、これは相当影響しておるだらうと思つてゐます。紙、書状、封筒というものは、我々最近東京で生活しております者は、高いけれども相当入手が繁でございます。けれども地方に参りますと、便箋とか、状袋とかいうものを入手するところとは非常に困難を経験いたしておるのではありません。このようならあらゆる事情が通信の量の激減というところを私は意味すると、こういうふうにお考えをしております。

○委員(澤水大助君) 一應政府委員の方にお尋ねして置きます。その料金値上の関係で、伺つたこともあるし、資料も頂いておるものもありますけれど、例えば二十三年年度の予算面において、二十二年年度の他と比べて、どういふ点で増金を増されたか、或いは料金値上以外の増収をされたか、或いは、そういう面を通じてどうやられたかということが一つと、それから各料金の決める方、結局原価をいふことから決められたのかどうか、そして各事業別の原価の計算はどういふふうになつておるかというふうなことを、重複しますがけれども、今一應承つて置きたいと思つてゐます。原価計算から来たのかどうか、或いは原価計算すれば、どれだけ事業別で収支の過不足があるかどうかというところを、大体料金の基本としたいやうな、そういうことを一應伺つて置きたいと思つてゐます。

○政府委員(横田信夫君) 只今お話の点につきましては、第一に通信事業の特別会計の経理面の合理化をどの程度に考えるか、この問題につきましては、昭和二十二年年度におきまして、本予算に損益勘定の人間が四十七万四千人の人間を計上いたしておつたわけでありまして、これを労働基準法の施行にも拘わらず、できるだけ抑えて貰ひまして、普通予算におきましては四十一万五千人に縮減いたして来たのであります。約六万の人間を昭和二十二年年度の普通予算を削減して参りました。引続きまして昭和二十三年年度におきましては、昭和九年から十一年の通信事業における業務量、それを当時における現在員で割りまして平均の能率を以て、昭和二十三年年度の予定の業務量を施行するのにどれだけの人間が要るか、これを基準にいたしました。昭和二十三年年度の予算を組んで参つたわけ

あります。それがたゞ丁度四十一万五千の二十二年補正予算の人間から、約三千人減りました。四十一万二千の人間を基準として、この四十一万二千の人間を基準として組んで参りました。それに昭和二十三年年度の、特に新たに加りました取引高税の仕入の人間、或いは増設、接続の電話施設会社を通信省で接収いたしてやる人間、こういう新たな人間だけを二十三年度に加えて来て参つたわけでありまして、即ち人におきましては、昭和九年から十一年の当時の能率で、それが労働条件が非常に変わつて来たにも拘わらず、同じ能率で処置して行くと、こういう基準で来た人間でやつて行くといたしておるわけでありまして、先ず人間の問題につきましては、相当むづかしいことを前提としながら、これだけの努力をせよということに参つておるわけでありまして。

次に物件費の点におきまして、昭和二十二年の補正予算に基きましては、約三割の物件費の削減をいたして参りました。でそれに引續いて、それを基準にいたして昭和二十三年年度の物件費の予算というものを組んで参りましたので、相当物件費においても節約をいたさざるを得ないという前提の下に、物件費が組まれておるわけでありまして、これを昭和九年から十一年当時の物件費、物件費の比率にして参りまして、昭和九年から十一年当時の物件費対物件費の比率は、約六対四、六割と四割の比率であります。昭和二十三年年度におきましては、人件費、物件費の比率が六七対三三、即ち物件費は僅か三三という数字になつております。而もこの人件費は、只今申

しましたような基準に基いて、膨らんでいない人件費を基準にいたして、尙物件費はこれだけの率である。こういう状況で来ておるわけでありまして。それから収入面におきましては、昭和二十三年年度の補正予算に、従来の自然増の外に、約九億の増収対策を立てまして、工事を早くやつて、できるだけ年度内の収入を上げる、或いはその外諸種の考案をして収入を上げる、こういうことによつて、九億の増収を予定いたしました。やはりそれをほゞ達成いたしましたのであります。これを基礎にいたしまして、二十三年度の収入については、やはりこれを基礎にして、自然増を見込んで収入を立てたわけでありまして。そういう意味におきまして、人件費、物件費、収入共に相当の努力をいたすという建前の下に、本年年度の予算が組まれたわけでありまして、併し尙且つ四倍の値上げをいたしまして、五十億の赤字を来すという結果になりましたことは、甚だ遺憾であります。できるだけの合理化を前提にして、止むを得ざる限度を料金値上げに廻したい。こういう我々の立場で来たわけでありまして。

それからこの料金の決定の基準につきまして、これが原価計算であるかどうかという問題につきましては、相対的に見ますと、これは総合原価主義に基いておると、この申上げて差支えないと思つてゐます。併し只今申しましたように、五十億円の赤字を来しておりますので、完全な意味の総合原価計算ではありませぬ。その五十億の赤字の中の二十六億というものは、これは六月の半ばまでに生じた赤字であります。後の二十四億が、六月十

あります。それがたゞ丁度四十一万五千の二十二年補正予算の人間から、約三千人減りました。四十一万二千の人間を基準として、この四十一万二千の人間を基準として組んで参りました。それに昭和二十三年年度の、特に新たに加りました取引高税の仕入の人間、或いは増設、接続の電話施設会社を通信省で接収いたしてやる人間、こういう新たな人間だけを二十三年度に加えて来て参つたわけでありまして、即ち人におきましては、昭和九年から十一年の当時の能率で、それが労働条件が非常に変わつて来たにも拘わらず、同じ能率で処置して行くと、こういう基準で来た人間でやつて行くといたしておるわけでありまして、先ず人間の問題につきましては、相当むづかしいことを前提としながら、これだけの努力をせよということに参つておるわけでありまして。

すが、郵便物でなく、或いは通常郵便物なり、小包郵便物について見ます

値上の関係で、何つたこともあるし、資料も頂いておるのがありますけれど、十三年度の予算を組んで参つたわけで

か、これを基準にいたしました昭和二十三年度の予算を組んで参つたわけで

件数は僅か三三三という数字になつております。而もこの人件費は、只今申

は六月の半ばまでに生じた赤字であります。後の二十四億円が、六月十

五日以降、即ちこの原案におきます料金値上げ以降における赤字ということになるわけでありまして、従つて総合原価計算におきましては、二十四億の赤字を前提にいたしておりますので、完全な原価計算とは参つておりません。尚この五十億の赤字の外に、二十三年度におきましては、公債、借入金、繰入金の償還を一切見ておりません。これを五年、十五年程度の償還を見て行きますと、約二十四億円、赤字が尙追加されるわけでありまして、原価計算において、それを見込んで行かないと、この料金値上率では足りないということになるわけでありまして、

○新谷三郎君 尙この際伺いたい細かい点もありますが、大臣にお伺いしたいのですが、昨日でしたか、新聞によりますと、芦田総理が、今後官業における組合事務専従者は、一切認めない方針だということ、衆議院の委員会で言われたということが新聞に出ておりますが、この頂いた資料によりまして、全通では、大休通信関係で三千二百人ぐらいの専従者がおるといふは、総理の言明されましたように、近く組合事務専従者を全然なくするといふような御方針でしょうか、その点をちよつと伺いたいと思ひます。

○新谷三郎君 尙この際伺いたい細かい点もありますが、大臣にお伺いしたいのですが、昨日でしたか、新聞によりますと、芦田総理が、今後官業における組合事務専従者は、一切認めない方針だということ、衆議院の委員会で言われたということが新聞に出ておりますが、この頂いた資料によりまして、全通では、大休通信関係で三千二百人ぐらいの専従者がおるといふは、総理の言明されましたように、近く組合事務専従者を全然なくするといふような御方針でしょうか、その点をちよつと伺いたいと思ひます。

が、事務専従者以外に、實際上組合が本来支拂うべきものであつて、事実上役所の負担になつておるといふような経費はどのくらいあるでしょうか。

ができたんですが、通信料金関係参考資料の中で「都市家計費内訳比較」というようなものがあります。これは数字はどちらでもいいんですが、交通通信の費用が非常に家計費の中では少額である。パーセンテージも極めて少いという結果になつておる。併しここに上つております通信費或いは交通費といふものは、直接に通信費或いは交通のために支出する費用だろと思ひます。仮に通信料金が何倍かに上りましたならば、これはやはりその他のあらゆる項目の値上りになるということば明瞭だと思ひます。この点は通信も運賃の方も同様だと思ひますが、飲食物にしましては、被服費にしましては、まあ仮にこれらのものを作つておる会社があるとして、その会社の通信費といふものは明瞭に上るんですから、それらのものが原価計算が正確であればある程、その品物の値段が上つて来る。従つて通信料金の値上げというものは、單にここに出ております昭和二十三年二月の一月九日六十六銭、〇・二銭というこの部分だけの影響には止まらないことは勿論であると思ひますが、恰かもこの部分だけに影響するがごとき印象を與えるので、その点は私の考え方は間違ひないと思ひますが、これは誤解のないようにする必要がありますが、如何でしょうか。

次にこの料金の原価計算が、事業別の分計に基いておるかという点についての御質問につきましては、通信事業は、御承知の通り通信会計として一本でありまして、その関係上、今度の値上げにおきましては、総合原価主義を採用いたしましたので、事業別に分計と、四倍料金値上げの事業別の分計におきましては、或る事業は赤字であり、或る事業は黒字であるということになるわけでありまして、それを内容的に見ますと、郵便事業におきましては、今回の料金値上げを前提にして、約四十八億円の尙赤字が生ずる。こういうことになつております。電信におきましては、約四十二億円の赤字が生ずる。電話事業におきましては約四十二億円の黒字が生ずる。爲替、振替の事業におきましては、約三億円の赤字が生ずる。それでその結果を見ますならば、電信、電話、即ち電気通信事業は、電信、電話を併せると、今回の料金値上げをいたしますと、収支がとん／＼になる。郵便と振替、爲替に

○新谷三郎君 尙この際伺いたい細かい点もありますが、大臣にお伺いしたいのですが、昨日でしたか、新聞によりますと、芦田総理が、今後官業における組合事務専従者は、一切認めない方針だということ、衆議院の委員会で言われたということが新聞に出ておりますが、この頂いた資料によりまして、全通では、大休通信関係で三千二百人ぐらいの専従者がおるといふは、総理の言明されましたように、近く組合事務専従者を全然なくするといふような御方針でしょうか、その点をちよつと伺いたいと思ひます。

○新谷三郎君 尙この際伺いたい細かい点もありますが、大臣にお伺いしたいのですが、昨日でしたか、新聞によりますと、芦田総理が、今後官業における組合事務専従者は、一切認めない方針だということ、衆議院の委員会で言われたということが新聞に出ておりますが、この頂いた資料によりまして、全通では、大休通信関係で三千二百人ぐらいの専従者がおるといふは、総理の言明されましたように、近く組合事務専従者を全然なくするといふような御方針でしょうか、その点をちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(横田信夫君) それは失礼いたしました。七億円が本当です。○新谷三郎君 七億円が本当ですか。○政府委員(横田信夫君) 本当です。○新谷三郎君 それからこの項で「新規拡張工事の促進による増収」、これは分るが、従業員の増進による増収対策を強行して、この結果が七億円ということになつておる。この「従業員の増進による増収対策」ということは、どういふことを具体的にいうことになりませんか。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

○政府委員(横田信夫君) 従業員の増進と、直接それだけに合ふかどうか分りませんが、大体のやりかたとしては、従来の従業員を前提にいたしまして、市外の回線の障礙度を少くして能率を向上する。それから市内の障礙度を少くする、こういう方面に努力を置いたのであります。

るうと思ひます。ただその場合において、この比率が幾分の狂いを來すといふようなことはあり得ると思ひますが、ここに差上げましたものは、從來の実績として、こゝより比率になつておる。その比率は第七表におきましては、交通通信運搬費というものが、昭和二十三年二月において一・四%になつておる。これは全國の調査でありませんが、この交通通信運搬費の中で、交通と通信費用を分けて見たい、こゝに思つたわけでありまして、ところがこれが全國的な資料としてないものでありますので、私の方の通信省の中でも、生計費調査をやつておりますが、私の方の通信省の中の生計費調査では、外部的な信用が薄いのではないかと、こゝに思ひまして、部分的ではあります。が、経済安定本部の物價局の生計費の調査の実情をここに取出しまして、交通費と通信費を分けて見たわけでありまして、その結果が昭和二十三年二月において〇・二%であつた、こゝに思ひまして、それが今後どう移るかといふことについては、勿論お話のごとく、外の経費の点も動いて行くだろうといふことは、我々としても前提にいたしております。ただ比率が非常に小さなものであるという、実情の調査としての、この調査表を差上げただけであります。

○新谷實三郎君　さういふ御説明ならよく分るのですが、先般の政府委員の説明で、家計の中では一%にも満たないくらいに分量だから、家計には大して響かないといふような御説明があつたのです。やはりさうでなくて、これは衣食住すべてに通信費といふものがあつておる。原價計算がちゃんと正

確にやられておれば、通信料値上げの分だけは必ずそこに、衣食住のすべての方面にそれが加算されて、全体として一%に満たない数字ではなしに、家計費の中へは相當にやはり響いて來るという結果になると思ふのです。勿論運賃のように正確にはならんことは認められるわけでございますけれども、單にこれだけの、〇・二%といふだけの数字じやないといふことを申上げたわけですね。その点明瞭にさして頂ければいいと思ふのです。それから先程の問題に戻りますけれども、通信事業が一面において合理的化を考へて、例えば入間を増すことについて抑制をするとか、或いは物件費について何割か天引節約するといふいろいろな方法を採られた。その誠意は十分認められますが、積極的に収入を増す方法につきまして、これは先般昨年の國會におきまして、実はいろいろ政府委員の方の見解も聴き、又委員諸君からも意見が出ておつたのであります。根本的には勿論施設を改善しないと収入はなか／＼殖えないといふことはよく分るのでして、その施設の改善が早急に全般的にうまく行かないといふことも、今の段階では或る程度了承できるのですが、併し例えば電話サービスなんかについて見ても、市内の電話なんかを、どん／＼加入電話を附けにになりまして、それに應じた、例えば中継線のようなものを並行して増設されませんと、電話が十分に働かない。いつ掛けても或る方面に對しては話中であるといふやうなことになるとして、その間均衡を得ないとやはり収入の増加は期し得られない。その点に

ついて若し今日あなたが御説明を頂ければ非常に結構なんです。東京なら東京を例に取りまして、市内電話の数と、それから中継線又は市内交換の座席の数なんかの比率につきまして、これは十分に均衡のあるものにしませんが、折角作つた電話が働かないといふやうな結果が、從來随所に見受けられるように私は考へるのであります。こゝにいうことを注意深くおやりになることによつて、相當に収入が殖えて行くことは明瞭なものであります。これに對しまして、今後現狀も聴きたいのです。今後特別に何か画期的な方法でもお探りになる御予定がござりますかどうですか、お聴きたいのと、もう一つは、昨年も通信省の幹部の方と話し合いますときに、例えば電話の番号簿のやうなもの、これなんかは、本來役所が発行するといふ建前になつておつた。今後は役所の方でこれを発行して、できるだけ収入を上げるようにするのだといふやうなこともお話を伺つたのです。ところが今日の實狀はそれと全く逆に行つてゐる。電話番号を発行してゐるところが、むしろ非常に多過ぎで、あちらからも、こちらからも電話番号簿を発行するから廣告を載せて呉れとか、或いは買つて呉れといふ手紙が加入者のところに舞込んでゐる。これなんかは明瞭に或る程度収入になるわけでありまして、これを今のやうにに乱雑になるまで、民間の方に任せになることに御決定になつておること非常に不審に思ひます。昨年は通信省でも、こゝにいうたものこそ官みずからがやらなければいけないのだと固く決心しておられたやうであります。それがいつの間にか崩れてしまつて、

加入者が何だこんな乱雑になつてと思ふのがつておる程電話番号簿は濫発しておる。用紙の足りないときに、紙の節約から言つても余り面白くないこととでありまして、収入の面から言つても面白くない結果になつて來ておるのです。が、これなんかは早急に改善されて、さうして実費或いは多少の利潤を得られて、市販に出しておるものよりも、電話番号簿が割安な手に入るやうにする方が、加入者の方の利益になるだらうと思ひます。さういふ点について若しできれば具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(横田信夫)　只今いろいろ御忠告を承りまして非常に有難く思つております。殊に電話番号簿につきましては、お話のごとく電話番号簿を我々の方で出して、加入者の御便宜にするといふことは、当然通信省の責任でもありますので、從來ともさういふ点について努力いたして來ておりますが、何分紙の問題につきましては、我々の方として役所の紙に頼るといふことはできなかつたのであります。この電話番号簿の紙の割当量といふものは殆んど認められて來なかつた。重点的には我々の方も認められた限度内において電話番号簿を逐次やつておりましたが、全國的にはまだ御期待に副うわけには行かなかつたといふことは御指摘の通りでありまして、今後とも大いに努力したいと思つております。

次に、電話につきまして、市内電話を例に取りましてお話がありました。が、実は各方面に尙非常な欠陥があり、ますために、電話加入線を着けても中継線が足りないとか、或いは市外通話

を掛けても、それが中継線の不足或いは加入者回線の不足といふことのため、たま／＼東京から大阪に電話を掛け、市外回線が通じても、市内の加入者に通じませんので、その間市外の回線は遊んでしまふといふことになりました。こゝにいう不均衡な問題が從來ありましたことは御承知の通りでありまして、この点につきましては、我々の方でもできるだけそれをなくしようと努力いたしております。大体二十三年度の建設勘定におきましては、大体主力を都會に置いております。お話のやうな点は最も都會に多いのであります。從來予算上経費を食ふところの中継線なり、分局なりの基礎設備が一番後に廻されるために、お話のごとく欠陥が多かつたのであります。お話の点につきましては、二十三年度は都會を中心に置いて、さういふ点を改善して行きたい、こゝにいうつもりで、それを先にやつたらより経済的に行かぬといふので、経済企画を根本にする委員會を開き、その辺に主力を置いて考へております。

○新谷實三郎君　大臣に申し上げます。今申上げた問題は多少技術的問題でもあり、専門的問題でもありますが、大臣は十分御承知ないところもあるうと思ひます。併しこゝにいうところ非常に施設面でも、運用面でも欠陥があると思ふ。それでこゝに言つたことを具体的に矯正して行かぬことによつて、収入は非常に増すだらうし、通信事業に対する信頼といふものも高まるのではないと思ひます。今日でも尙主として終戦當時のやうに、電話は着いたけれども、どうしても掛からないといふやうな狀態で、それが

にかかっている。原價計算がちゃんと正
に交付するに通信費というものが
入の増加は期し得られない。その点に
決心しておられたようでありすが、
それがいつの間にか崩れてしまつて、
ますために、電話加入線を着けても中
継線が足りないとか、或いは市外通話
電話は着いたけれども、どうしても掛
からないというような状態、それが

改善されないという事は、これは非
常に遺憾に思ふのです。それで電信、
電話、郵便をそれ／＼に同じような問題
があると思ふのです。ただ収入を上げ
るとか、多額の経費を節約するといふ
ことではなしに、もつと具体的に事業の
実施に根を下したような改善策を、一
つ一つ手打つて行かれることが是非
必要だと思ふのです。この点は特に大
臣に、今までできなかったという事
があつて非常に残念なんですが、今後
早急にその言つた問題につきまして手
を打つて頂いて、早く全体の施設が均
衡が取れて動き得ますように、これは
結局事業改善の一番大きな、又いい方
法ではあるまいかと思ふのです。これ
を私の意見として、特に大臣にお聴き
したいと思ひます。

○國務大臣(電報二番) 只今非常に
有益な御意見を拝聴いたしました、
お話のごとく、私は全くの素人でござ
いまして、そつと技術的な、専門的
な知識を持合せていないのでありま
す。併しながらこの電話事業のサービ
スの低下に關しましては、就任以來、
殊にやがましき、各方面からお叱言を
頂戴いたしておりますので、これは一
日も早く改善しなければならぬとい
う点では、非常に熱心に考へておるの
であります。従ひましてお叱りを伺いま
したときには、その都度係の者に對し
まして注意を喚起いたしておるのであ
ります。併し私はそれだけでは決
して足りないであつて、根本的に一
つ具体的な大方針を決定して、そつし
てシステムチックな行動をやらなけれ
ばいかんといふことを常々考へておる
のであります。併しもうすでに新谷さ
ん御承知の通り、私が就任いたしまし

たのは、丁度全通ストの半ばでありま
して、積極的な面のサービスの改善ど
ころじやなく、如何にして電話を通ぜ
しめて置くかといふことが精一ぱいの
努力でございまして、これがやや小
康状態に入りますと、今度はこの通信
料金の問題及び機構改革の問題等に
、実は出つてしまつて、これは申しわ
けのようで誠に恐縮でございすが、
殆んど実はそこ手染めることの今
日まで暇がないので、誠に私自身も具
体的な結論を得るに至らなかつたこと
をお恥しく思つておるのであります
が、近く必ず一つ御期待に副うよう
な結果を得たいと、こう考へます。そ
れと同時に、過日も申し上げたかと思
ひますが、私はいわゆる通信審議会なる
ものを設けて、從來やともすれば、こ
の審議会とか委員余といふようなも
のは、殆んど頭多き船頭多き船に上
るようなものであり、或いは官僚独
善を誘致するといつたような世間に非
難もあつたかと思ひます。それらの点
を考へまして、私の現在の構想では、
敏達審議会と言ひますか、あれとは少
し趣きを異にしたものを作りたい。つ
まり本當に学識経験者と、民間の有力
者を以て權威ある委員会を作りまし
て、役所の方はもうい／＼な仕事の
御調査なり、御研究なりのお手傳い
をするといふことだけにしまして、役人
を加へないで、そこらに非常に民主的
機構を持ち、最も現実に、最も正し
い一つの結論を得るといふ、いわゆる
從來の官僚のセクショナリズムから出
て來るところの議論でなしに、本當の
思い切つた改革をし得る一つの案を得
たいと、このように考へておる次第で
ございすが、何しろ今の情勢で、ま

だそこまで手が染まらない。假にそ
ういふような委員会を今直ぐ作りまし
たところで、実体として我々は殆んど何
らのお手傳いもできないといふような
状態でございまして、その点につ
ては過日來大いに研究いたしてお
ります。大體の構想は纏まつておりま
すが、今日まで著手の域に達していな
いのでありまして、申訳のようござ
います。併しこれは眞実そう考へてお
りますので、今御指摘になりました御要
望に副うべく、私は全力を挙げたい
と、このように考へております。

○大島定吉 只今頂戴しました予算
人員算出調査といふのを拜見したので
すが、これは予算人員四十一万二千百
二名といふのですが、現在の人員とど
のくらの違いでありますか。

○政府委員(橋田信太郎) お手許にお
配りいたしました予算人員算出調査と
いふのは、只今御説明申し上げました昭
和九年から十一年までの施設及び取扱
費を基準にいたしました能率、それに
よつて四十二万二千余の人間が、どう
いふ過程において出て來たか、こ
ういふ計算であります。従ひまして予算人
員であります。これに二十三年度の新
たなる問題だけが加つて來た、こ
う考へ願ひたいのであります。現在員
の調査につきましては、現在員は御承
知のごとく、通信事業におきましても
全國に一万三千の局課がありますし、
現在員と申ししても、只今の数は分
つておりませんが、三月一日の現在人
員を、この四十一万二千に相当するも
の現在人員を見ますならば、三月
一日の現在人員は定員といたしまし
て、定員内と定員外と私達は申してお
りますが、我々がこれだけの人間は使

つてよいとしておりますのが、定員内
と申しまして、この外に定員外として
臨時者も使つております。それを合せ
まして、三月一日の現在員は四十一万
三千六百七十七人といふことになつて
おります。三月一日におきましては、
従つてこの人員よりオーヴァーしてい
るわけでありすが、この点につきま
しては、我々といひまして、できる
だけこの人間を減らして行きたいとい
う点から、実は人が辞めた場合に後を
補充する場合は、本省の承諾なくして
は補充してはいけないといふことで、
四月以降補充の制限をいたしてお
すので、その後或る程度の異動を來し
てゐるのではないかと、幾分これを下廻
つてゐるのではないかと、こう思つて
おります。尙この定員外の人間が予算
人員をオーヴァーいたしましたことに
つきましては、これはこつと事情が
ありますので、御了承願ひたいと思
ひます。御承知のごとく、労働
基準法が施行になりまして、或いは
週休制、或いは八時間勤務制、或いは
女子の生理休暇といふようなことのた
めに、労働基準法に違反することはで
きない。そつと関係で仕事をやる上
において、どうしても必要な定員の補
充といふことが起るわけでありすが
が、この点につきましても、できるだ
け人は雇はずにやつて行きたいとい
う考慮からいたしまして、私の方では
正式に定員を雇はずに、從來の人を
雇ひ上げて、従業員の休暇の利用又は
雇ひ上げてやつて貰ふといふことで、
できるだけ人を雇はずにやつて貰ひ
たい。どうしても足りないといふとき
には、基準法に違反することはできま
せんから、臨時者を一應使つて貰ふ、

その点については本省の指図を待つ
て、その後の処理をいたして行こう
。このような措置をいたしたため
に、この予算定員が實際オーヴァーし
てゐる、こつと現象を來しておるの
ではないかと存じます。

○委員(深水六郎) 通信大臣は、
衆議院の委員会にお出でにならなけれ
ばならないので、大臣に對する
御質問がありますれば、今のうちに
お願いいたします。若しもなければ向
うの方にお出でになるのであります。

○油井賢太郎 或いは私遅れて參つ
たもので、二重になつたら御注
意願ひたいと思ひます。今度の料金改
正につきましては、大臣は社会党に所
属されておられます、勿論閣議では四
倍といふことを強く御主張になつたこ
とだと思ひます。併し今朝あたりの
ラジオ等によりまして、社会党自体と
いたしましては、運賃の値下げと共に、
この通信料も相当大幅に引下げをしな
ければならぬといふような御主張の
ようになつておりますが、この点につ
いて党とし、又大臣のお立場として、
どういふふうにお考へになつておられ
ますか、一應御説明願ひたいと思ひま
す。

○國務大臣(電報二番) 私は四倍率
は安当だといふ考へ方で、実は御提案
申上げておるのであります。個人とし
ての気分から言つて、正直に申しま
すと上げたくなひ。併しながら現在の通
信会計の状況と同時に、我が國經濟の
実情とを勘案いたしまして、どうして
もこの四倍の倍率引上げは止むを得な
い。それは高過ぎるというやうな実
論は私はないと思ふのです。心理的
な影響として、これは少し高いとか、

或いはこれが及ぼす経済上の影響があるから高いという御議論はあつても、四倍率それ自体が、理論的根拠がないという御指摘は、今まで承つておらないのであります。社会党におきまして、実は今お話のごとく三倍率というようなことを申しておることは事実でございます。実は社会党におきましては、私は四倍率といふものについて話をいたしておるのであります。社会党の中においても、その四倍率が高過ぎる、そうして著しくそれが悪い影響を與えるという、この議論は余り出ないのでございまして、この際値上げをするといふことは、どうも心理的な影響が云々といふような話のようでございます。従いまして社会党の内部の事情でございまして、いろいろ私の原案を支持するといふ向も相当ございするけれども、この際運賃の方も相当変えよう、それと又通信料金も変える、而して社会党の大体現在の考え方を正直に申し上げますと、何も運賃並びに通信料金を引下げる、その代り財源をどこに求めるかといふことの議論をいたしておらないようであります。問題は運輸の料金、鉄道料金をこれ／＼通信料金をこれ／＼にして、全体をアールしたしまして予算の歳入を見合ふ、こういうふうにいましておるようでありまして、今日まで私極力原案のまま承認せらるべく努力をいたしておるのであります。併しこれも、何もこれだけなければ絶対にいかんというのではなくて、先ず與党三派の間で調整をしやうといふふうになつておるのでございす。そこで通信大臣は、社会党に所属して、その通信大臣が作つた案を社

会党で修正するといふのは怪しからんじやないかといふような御議論は、一應それは私の無力不徳のいたすところと申上げて然るべきだと思ひます。が、併しやはり國庫の最高機関たる國會がなすことに對しまして、私共まだ今日批判するのは少しく早いのではないか、と、このように考へて、私は私共の立てた意見が多分に採用せらるることを今日尙期待を捨てないのであります。

しやうという野心家は、これは別でございます。すけれども、少くとも日本の経済を再建して、そうして五年計画を立てて、その下で一步々を引續めて行こうといふ考へにおいては、大体において私は三千七百円といふペースは不満ではあるが、一應これを了承しようといふ立場になつて呉れるであらうと、私はこの期待をいたしておるのであります。従いましてこの労賃値上げの問題のごときも、いろいろと反對しておる向に聴きますと、一般會計から持つて来ればいいやないかといふ議論がある。一般會計としても今日なかなか財源難だが、どうするかといふことを言ひますといふと、それは自動車に乗り廻しておるブルジョアから取ればいいやないか、或いは閑料理屋から取ればよろしいかといふ議論はありますけれども、そも／＼我が予算として歳入の見合として組みますのには、的確に、いわゆる形を持つものではない。ただで予算を組むといふわけには參らない。こういう建前から、いろいろ意見の対立等もございすけれども、私は最後においては了承されるものと、こういう確信を持つておるのであります。

○油井賢太郎君 大臣から大變力強い御主張を頂きまして、心強く感ぜられたのであります。先般もお伺ひいたしましたように、部内における、いわゆる従業員の諸君が、大臣に對して協力方をどの程度にされておるかといふ問題に對しましては、今度の通信料改正に當つても、三千七百円ペースの給與で以て納得をして、大臣の御方針に飽くまでもこれに協力をするという態度を示しておられますか、或いは又場合によつては三千七百円ペースではとても堪へ得られない、世間流布されるように五千二百円ペースを主張する、場合によつてはその妥協案を出すのではなからうかといふようなところに至るのであるまいか、この点少しお聞かせ願ひたい。

國家財政の計画に責任ある立場といひましては、そうした自分が欲するからといつて、そのままには動けない。この程度の我慢は國民各位にもして頂かなければならぬと思ひのであります。従いまして私が全従業員の了解を求める努力は、それ／＼いたしておるのであります。遺憾ながら現在の全通がこれを了承して呉れないのであります。併し私は飽くまでこの二千九百二十四円ペースの場合でも、あのストライキを以て反對をいたしました、労働組合幹部に對して、二千九百二十四円に食えないといふ議論で迫つて來られたのに對して、私は必ずしも食えないといふ議論は成り立たない、食うといふことには、酸素を吸入して炭酸ガスを吐出す呼吸作用を営むこと、から、衣食住三要素を備へた生活は廣いから、そう一概に食えない、食えないといふ議論ばかりはできない、殊に我が國の經濟の事情と、敗戦後における地位といふことから考へて見ても、我慢をして頂かなければならぬ、断じて我々は吞まないといふが、吞まぬものが吞むであらうことを期待する、馬鹿にするなといふから、馬鹿にはしない、諸君を賢智と長識ある人だと信ずるからこそ、諸君が必ず吞むであらうことを決して疑われないと言つたので、私は争議の最中一言もこの点について一言を述べずに、最後まで諸君が吞むであらうことを期待し、諸君は必ず吞むんだといふ議論で臨んで参りました。が、長識と賢智を備へた従業員組合は、遂に二千九百二十四円を吞んで呉れました。いろいろの経緯はありますが、私は今日の日本の經濟を破壊に導いて、その動亂の間に政治目的を貫徹

○油井賢太郎君 更にお尋ねしたいのですが、若し今日の情勢を以てして、一般會計から五十億圓といふものをこの通信會計の方へ廻して、これが他の方面の情勢が変化したがために、どうしても赤字がもつと増すといふ場合には、五十億を更に殖やすやうな御意思があるのか、或いは通信料の値上げを以てそれを賄つて行くのか、その点について御所信をお聴きしたいと思います。

○國務大臣(通信第二) 政府としては、御承知の通り三千七百円ペースで進むといふ方針を採つておりますが、これには全官公廳労組は正面から反對をいたしておりました。内閣に對して要請書を提出いたしましたことは、先刻御承知の通りであります。まあ全通従業員組合も、同時にこの三千七百円には強く反對をいたしておるようでありす。そして通信料金は上げてはなら

ない、結婚手当を寄せ、こういう勘合でございまして、一般會計で以て負担すべきものであるといふ議論のようであります。私もより獨立採算主義者ではございせん。實際のところ私は決して、單に企業としてのみでの通信事業を見るという意見には、必ずしも賛成ではございせん。これは公益性といふものを考へたればこそ國營となつておられますし、又國營なればこそ山間僻地にもポストがありますし、電信が通せられると私は思つておりますので、これを初めから私企業としておきますならば、恐らく大都市はもつと今よりも發達をしておられますけれども、その代り文化の全國的なレベルといふものは著しく低いのはなからうかと、私はこのいふふうに考へておるのであります。従いまして單にこれを企業採算主義のみに限定して考へるというところは、少し私共だ今日までのところ賛成できません。従いまして一般會計から赤字を補填して頂くことが、決して私理論として間違つておるとも考へません。併しながら今日の我が國の情勢は、どうしても健全財政を採り、收支の均衡を保つ予算を組まなければならぬという至上命令になつておると思ひます。その苦しい中から赤字を繰入れ得るものは限度がおのずからございすので、そこでこのずから通信料金、鉄道料金の値上げといふ問題は、止むを得ず考へられる問題かと私はこの考へる。それでそういう場合ですが、何ら責任とあれとを考へない立場から申しますと、私は通信料金は値上げは絶対反對だと、私自身も或いはそういう議論をなし得るかと思ふのでありますけれども、私共現在の

しやうという野心家は、これは別でございます。すけれども、少くとも日本の經濟を再建して、そうして五年計画を立てて、その下で一步々を引續めて行こうといふ考へにおいては、大体において私は三千七百円といふペースは不満ではあるが、一應これを了承しようといふ立場になつて呉れるであらうと、私はこの期待をいたしておるのであります。従いましてこの労賃値上げの問題のごときも、いろいろと反對しておる向に聴きますと、一般會計から持つて来ればいいやないかといふ議論がある。一般會計としても今日なかなか財源難だが、どうするかといふことを言ひますといふと、それは自動車に乗り廻しておるブルジョアから取ればいいやないか、或いは閑料理屋から取ればよろしいかといふ議論はありますけれども、そも／＼我が予算として歳入の見合として組みますのには、的確に、いわゆる形を持つものではない。ただで予算を組むといふわけには參らない。こういう建前から、いろいろ意見の対立等もございすけれども、私は最後においては了承されるものと、こういう確信を持つておるのであります。

属して、その通信大臣が作つた案を社

す。そうして通信料金は上げてはなら

うのでありますけれども、私共現在の

て、その動乱の間に政治目的を貫徹

て御所信をお聴きしたいと思ひます。

○國務大臣(吉田首相) 通信料金の値上げは、少くとも現段階において断じて考へておりません。従ひまして若しその三倍の率がいけないというので、率の引下げということになりますと、当然赤字は一般会計から補填して頂かなければならない。或いは又三千七百円ベースなるものが、ベースは別といたしまして、労働の上において歳出増を来しまして、赤字が出て参りましたも、これは当然私は一般会計から補填しなければならんと、こういうふうに考へております。

○油井實太郎君 もう一つ、従業員諸君が若し三千七百円ベースを不満として、ストを起すというよりなことがあれば、國民といたしましては、これに對して非常な不満を持つと思ふのですが、これに關しては官業従業員に對してストの彈圧であるとか、或いは鎮靜であるとか、そういうことについて今からどういふうな考へを持つておられますか。

○國務大臣(吉田首相) 私の労働組合に對する考へ方、労働争議に對する考へ方は、官業労働はストライキをやつてはならんといつたような考へ方で臨むべきではないと考へております。ストライキは當然の權利である。ですからこれを抑圧するような考へは毛頭持つておりません。併しストライキをやるといふことは、公共性の事業であるだけに國民生活に與へる影響、大きく言へば日本再建に支障を來すような行動は、従業員としてできるだけせんように慎んで貰ひたいといふことは、私は警告もし、又そのような要求も申入れもいたすつもりであります。ただいわゆる労働法の改正だとか、或いは

その他の炭鉱法の制定によりまして、官業労働の争議を禁ずるというものが、とき一片の法律を以て、今日労働運動を禁ずるといふことがときは、私は角を矯めて牛を殺すといふよりも、もつと悪い結果を招致するのであつて、又これは民主主義本來の思想と背反するものであると、このように実は考へておるのであります。従ひまして私は輿論といふものを考へ、輿論の健全性、そして又指導者といふものが、いかにゆるあせらず、騒がず、正しくこれに臨んで、そして従業員諸君をして反省せしめつつ、よしんば争議が起つても、その争議が及ぼす影響をできるだけ縮小し、國民大衆に御迷惑を掛けないし、日本再建に妨害をなさざる程度にこれを止めるということこそ、我々の取るべき途なりと、こういうふうに考へております。

○油井實太郎君 先般ストライキによるところの回復については、どのくらいの日数でこれを完了することができるとかという質問をいたしておたのに対して、大体早いのは三日、遅いのは十数日を要するといつたような回答を得たのであります。それを逆に考へますと、三日で以て一日のストライキを回復できるような作業であるならば、むしろこれは人員を三分の一減らしても、毎日やつて行けるのじやないかといふふうにも考へられるのであります。又一日休んだがために、十数日を要するような作業にあつては、これは非常にオウアー・ワークじやないかといふふうな考へも出るのですが、配置換といふ点については、今後どういふふうになるおつもりであるか何

○國務大臣(吉田首相) 御案内のごとく、通信事業といふものは土木工事の道を造つて参るのと違ひまして、今日休んだから、それだけ溜つておるか、明日に延ばすとかいふようなものでございせんので、その間の算定は相当困難であらうかと思ひますが、要するにこの争議の跡片付けが、できるだけ早いといふことと、遅いといふことは、事業種別によつていろいろ違ふかと思ひます。併し同じ種別の中でも、やり方によつては早く復旧もしますし、又遅くもなる。それは要するに争議の最中における従業員の間構えといふ問題に非常に重大な影響がある。それであの際にもやはり彈圧的な方針などを取りまして、徒らに争議の気分をかき立てますと、機械を破損せしめたり、いろいろな所にいたずらをしてしましたりするやうな結果が生じますと、折角正式に行われていた争議が悪化したしまして、暴動化するやうな結果になりますと、これはそのために非常に復旧が遅れるといふのでございませうが、争議、まあここをいろいろと戦術とか、対策とかいふことを微細に語ることは差控えますが、実はその辺の理解は管理者としては重大な点であらうかと思ひまして、ただ三日で跡片付けが済んだから、人数はそう要らんじやないか、或いは十数日も掛からなければ回復できないといふのは、非常にオウアー・ワークじやないかといふ御議論は、必ずしもその通りじやないと思ふのであります。それはつまり一日でも休めば滞りするものもありま。併し通信がそれだけないものもあり、電話のごときは、別に今日出なかつたから明日余計通話数が倍も三倍

倍もあるわけじやない。例えば郵便物のごときは、じやん／＼向うから送つて来るのでありますから、これを片付けるのは相當のオウアー・ワークをやつて、早出、遅滞りをやらなければ解決が付かない。そういう方面で相當オウアー・ワークをやられても解決を付けるというやうなことをやる。ですから事業及び従業員の管理といつたやうなものは、非常にデリケートな關係がございまして、できるだけこれを能率的に、効率的に國民に悪い影響を與えないようにして、そして進もう、こういうことであります。

○新谷實三郎君 ちよつと一言だけ、今の油井君の質疑に對して大臣の御答弁になつた中で、多少心配になつた点があるものであります。一言お伺ひしますが、独立採算制の問題であります。大臣の御意見では、独立採算制は余り好ましくない、今度の予算も鉄道通信一般会計、皆プールして、そして足らないところをお互いに補ひ合つたんだといふやうな意味の御答弁だつたように思ふのです。併しこの独立採算制は、片山内閣以來、現在の芦田内閣におきましても踏襲しておる一つの大きな方針じやないかと了解しておるのであります。今度の二十三年度予算概要説明という政府の出しましたパンフレットによりまして、事業会計においても、できるだけ独立採算制を堅持するよう努力したといふことが述べてあります。今後通信事業なり或いは鉄道が、やはり健全な財政の基礎の上に立つて復興し、發展して行こうといふ点から言ひますと、一般会計が非常に足りなくなつたから、特別会計の料金を上げて、それらの穴埋めをしたとかいふよ

うな事態があつては困るのであります。やはり独立採算制という建前は堅持して行かれた方がよいと思ひ考へておるのであります。今後独立採算制につきまして、從來と違つたお考へで進むことになる御意見でしょうか。或いはそうでなく、やはり独立採算制はどこまでも堅持して行くんだ、こういう非常に異常な財政状況であるから、止むを得ず或る程度独立採算制を破るがごとき措置も取らざるを得ないといふやうなことになるのでしようか、大臣にもう一遍この点について明瞭に御説明願ひます。

○國務大臣(吉田首相) 少し私の言葉が足りなかつたり、或いは時間的に混線したりして、そういうふうな受け取れたかと思ひますが、私はこう考へておるのであります。独立採算制といふものは、必ずしも私は絶対に堅持すると言つて、つまり独立採算制の、この財産上における、絶対これで附わなければならんといふふうな窮屈に考へておらない。國家事業であるから、多少足りない点は、やはり補填すること、正しのだといふやうな考へ方で、従つてこの通信なら通信において、この同じ事業の中で電話なら電話といふものは儲かるし、或いは郵便なら郵便は非常に損をする、こういうやうなことを完全なる独立採算主義に分割して参りますといふと、理論的に参りますといふと、電話のごときはどん／＼進み、郵便のごときはいつまで経つても、どうも發展改良はできないといふことに行詰ると私は考へてゐるから、独立採算制といふものを否定はしなけれども、又絶対にそれをなけれ

ばならないといふ考へ方を私は取らな

い。その点において事業の公益性に顧みて、非常にゆとりのある考え方をし、行かなければならない、こう私は申し上げたのであります。尙社会党の方の議論を、私はこのように考えて社会党がやっていると申上げてたのであります。それは私が考えたのじやなく、聊か私とは違つた開きがある。こういふふうに御了承を願いたいと思ふのであります。大体私も独立採算制絶対主義者でもなければ、又絶対独立採算制というものは必要ない、通信関係がどんなにならうと、一般会計から持つて来ればいいのだといつたような考えを持つておらないので、何々主義とか、何々という窮屈な私は考え方を持つていない。こう申上げて、大体において経済の正常なる発展の程度によつて、極端な事情がない限り、この事業は当然独り歩きができる筋合であるべきであると、こういふふうに考へております。

○新谷寅三郎君 大臣のお考えは大体分りましたが、それはおつしやるのは、今非常に異常な状態であるから、そういうふうにいる／＼な事態が出て来るのであります。これは経済界が安定して参りますと、通信事業が一應安定して参りますと、独立採算制というもの、公益或いは社会に対するサービスという点と矛盾するものでないと思ふのであります。今お話になりましたように、独立採算制を排撃はしないけれども、絶対に独立採算制でなければならぬという考えも持つていないといふふうになりますと、一休料金といふのはどこで決まるといふことになりますと、これは原価といふものは考へなくてもいい、余り重きを置かない

でもいい、一般経済界の情勢如何によつて、或いは他の物價との関係によつて相対的に決つて来る問題であるといふ結論になるのであります。これでは通信事業が、公益性が多ければ多い程、料金決定に對しましては國民に對して申訳ないような料金決定をせざるを得ないような結果も將來起ると思ふ。やはり政治的な考慮は必要でありましようが、事業の基礎は独立採算制に置くべきじやないかと思ふのであります。これは大臣と多少意見が相違するかも知れませんが、御答弁は別に要いたしません。御答弁は別に要いたしません。そういう考へ方もあるもので、そういうことでないと、私は事業の復興といふのが非常に遅れるという場合が多くて、通信事業のため、従つて社会のためにいい結果をもたらさないのじやないかという懸念を持つてゐるのであります。尙念のために申上げるのであります。別に答弁を要しません。

○國務大臣(富吉榮二君) 私ももつと勉強します。

○委員(深水六郎君) 外に大臣に対する質問がなければ、大臣は衆議院の方に参られるのであります。どうぞ。

ちよつと、市來乙彦さんから、自分が病氣でたび／＼出られないからと、通信料金値上法案に対する意見の要旨を書いて來られたのであります。読んで見ましようか、抽象的ですがけれども、回覧いたしましようか。

○新谷寅三郎君 回覧でもいいですね。

○委員(深水六郎君) それでは後で回覧いたします。

○委員(深水六郎君) 承知いたしました。

○新谷寅三郎君 先程政府委員の方から述べられました郵便、電信、電話、爲替、振替別で、つまり事業別に赤字或いは黒字がどのくらい出るという御説明がありました。その基になつてゐる数字の大綱を、次の機会に簡単な印刷物にしてお示し願ひたいと思ひます。極く荒つぽい項目で結構であります。

○政府委員(横田信夫君) 予算を先にして、予算を分計したものであります。そのどの項目を選んで、どういう割合で分計したか。こういうことで

○新谷寅三郎君 そうです。人件費はどう、物件費はどう、これがどういふようになつてきておる。従つて各事業別体系の内容が、收支が、大体大體にどういふ状態になつておるかといふことを知りたい。

○委員(深水六郎君) 外に御質疑がなければ、如何ですか。今日はこの程度でよろしうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(深水六郎君) それでは、今日の委員会はこれを以て終ります。

午後三時五十二分散会
出席者は左の通り。

委員 理事 委員
深水 六郎君
水橋 藤作君
大島 定吉君
重宗 雄三君
油井賢太郎君
井上なつと君
新谷寅三郎君
堀越 儀郎君

國務大臣 藤田 芳雄君
通信大臣 富吉 榮二君
政府委員 通信事務官 横田 信夫君
(総務局主計課長)

六月十九日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、郡山、猪苗代間の電話直通回線新設に関する請願(第九百六十四号)
- 一、簡易生命保険積立金の運用再開に関する請願(第九百六十八号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百六十九号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百七十一号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百七十二号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百七十三号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百七十四号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百七十五号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百七十六号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百七十七号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百七十八号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百七十九号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百八十一号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百八十二号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百八十三号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百八十四号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百八十五号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百八十六号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百八十七号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百八十八号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百八十九号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十一号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十二号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十三号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十四号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十五号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十六号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十七号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十八号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第九百九十九号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千号)

- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百一十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百二十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百三十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百四十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百五十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百六十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百七十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百八十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千一百九十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百一十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百二十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百三十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百四十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百五十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百六十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百七十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百八十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千二百九十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百一十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百二十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百三十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百四十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百五十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百六十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百七十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百八十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千三百九十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百一十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百二十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百三十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百四十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百五十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百六十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百七十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百八十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千四百九十号)
- 一、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(第一千五百号)

金運用再開に関する請願（四件）
（第千四十七号）

[597]

第千八百号 昭和二十三年六月九日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 岡谷市長 林將英外一名
紹介議員 羽生三七君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千九号 昭和二十三年六月九日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 新潟縣中頸城郡直江津町会議長 柳澤徹隆外三十八名
紹介議員 藤田芳雄君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千十号 昭和二十三年六月九日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 名古屋市中区廣小路通五ノ三名古屋中央電話局長 溝口信二
紹介議員 栗山良夫君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千十一号 昭和二十三年六月九日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 栃木市長 小根澤登馬雄外二名
紹介議員 大島定吉君外二名
栃木市は、政治、経済、文化の中心地として、通信機関の利用はますます盛

んになつてゐるが、郵便局舎が三個所に分散してゐるため、公衆の利用上不便であるから速かにその合局舎を建設するとともに旧式の電話設備を自動式又は共電式に変更して公衆の便益に寄與せられたいとの請願。

第千十七号 昭和二十三年六月十日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 北海道虻田郡特太村長 鈴木五十治外一名
紹介議員 板谷順助君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千十八号 昭和二十三年六月十日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 鹿児島市議會議長 増田静
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千十九号 昭和二十三年六月十日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 長野縣小縣郡和田村會議長 長野謙三
紹介議員 羽生三七君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千二十号 昭和二十三年六月十日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(四件)

請願者 京都市長 神戸正雄(外四名)
紹介議員 千葉信君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千四十七号 昭和二十三年六月十一日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(四件)
請願者 新潟縣中蒲原郡新津町會議長 宮腰金吾外三名
紹介議員 田村文吉君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千四十八号 昭和二十三年六月十一日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 長野縣下伊那郡市田村會議長 坂牧直司
紹介議員 米倉龍也君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千四十九号 昭和二十三年六月十一日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 長野縣上水田郡棚村會議長 山口斐廣
紹介議員 池田宇右衛門君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千五十号 昭和二十三年六月十一日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者 長野縣下高井郡豊郷村會議長 片桐福治
紹介議員 木内四郎君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千五十一号 昭和二十三年六月十一日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 高知縣土佐郡本川村葛原一〇二 曾我部藤正
紹介議員 寺尾登君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千五十二号 昭和二十三年六月十一日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 新潟縣佐渡郡金沢村長 兒玉喜平次
紹介議員 北村一男君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千五十三号 昭和二十三年六月十一日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願
請願者 北海道斜里郡斜里町長 米澤鶴松外一名
紹介議員 木下源吾君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千六十号 昭和二十三年六月十二日受理
簡易生命保険積立金の運用再開に関する請願

請願者 北海道網走支廳管内町村會長下湧別村長 大口丑定外一名
紹介議員 板谷順助君外一名
この請願の趣旨は、第八百七十一号と同じである。

第千六十一号 昭和二十三年六月十二日受理
簡易生命保険積立金の運用再開に関する請願(十四件)
請願者 北海道空知郡栗沢村長 山田利忠外二十五名
紹介議員 木下源吾君
この請願の趣旨は、第八百七十一号と同じである。

第千六十二号 昭和二十三年六月十二日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(十二件)
請願者 帯廣市長 佐藤龍太郎外二十名
紹介議員 木下源吾君
この請願の趣旨は、第六百九十六号と同じである。

第千九十九号 昭和二十三年六月七日受理
簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する陳情(四十八件)
水戸市長 山本敏雄外八十一名
この陳情の趣旨は、第二百八十八号と同じである。

第百五十一号 昭和二十三年六月十一日受理
郵便年金第二封鎖切捨てに関する陳情
東京都世田谷区上馬町三ノ九八三 生田勝也
郵便年金は、年額千円以上のものは第

栃木市は、政治、経済、文化の中心地として、通信機関の利用はますます盛

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願(四件)

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願

簡易生命保険積立金の運用再開に関する請願

郵便年金は、年額千円以上のものは第
三 生田勝也

二封鎖に入れられているが、全額切捨てとなれば年金支拂回数が一定しているものは不当な損失を受けるが、加入者は政府事業であることに信頼して加入しているものであるから、民間生命保険にも例の無い全額切捨てを取止められたいと陳情。

第五百二十二号 昭和二十三年六月

十二日受理

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律の実施延期に関する陳情

東京都中央区日本橋本石町一ノ

二日本國民參政會理事長 四宮

榮明

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律及び同法施行細則中に、憲法第二十九條違反に該当すると認められる箇所があるから、同法の実施をしばらく延期して廣く学識経験者の意見を聽くための公聴会を開催する等慎重に再審議されたいとの陳情。

第十五部

通信委員會會議錄第十四号

昭和二十三年六月二十一日

【參議院】

一二

昭和二十三年九月七日印刷

昭和二十三年九月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第十五部)

(四一九)